

## 市有物件条件付公売要項

### 1 公売物件（条件付）

#### ①旧牡丹平公民館

##### ●土地（有償）

所 在	地 目	地積(m <sup>2</sup> )
黒石市大字牡丹平字諏訪野平6番2 外2筆	宅 地	1,755.54

##### ●建物（無償）

用 途	構 造	床面積(m <sup>2</sup> )
公 民 館	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	397.52
工作物（スチール車庫、スチール物置、フェンス）		一式

※ 飛散性アスベストの使用は無し。

耐震補強工事は、平成25年3月に実施。

### 2 予定価格（最低売払価格）

2,642,000円

### 3 説明会の日時及び場所

日 時 令和 7年 9月24日（水）午後1時30分

場 所 黒石市役所 1階 入札室

※説明会終了後に、現地を案内します。各自現地集合願います。

### 4 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和 7年10月28日（火）午前9時00分

場 所 黒石市役所 1階 入札室

### 5 入札保証金

入札金額の100分の5以上

### 6 契約書取り交わし時期

落札者決定の日から7日以内に仮契約を締結

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経た後に本契約となります。ただし、議会の議決が得られない場合はこの仮契約は無効となりますが、本市はその損害賠償の責を負わないものとします。

### 7 契約保証金

契約金額の100分の10以上

## 8 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者
- (2) 市町村税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員に該当しない者

## 9 参加申請

- (1) 入札参加希望者は、市有物件公売の一般競争入札参加申請書及び関係書類1部を提出し、入札参加資格を有することについて市長の確認を受けること。

なお、期限までに申請書及び関係書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- (2) 提出先

黒石市役所 1階 総務部財産管理室 電話 0172-52-2111 内線 142

- (3) 受付期間

令和 7年 8月28日（木）から

令和 7年10月 2日（木）まで

平日（土、日曜日及び祝日を除く。）

- (4) 受付時間

午前8時15分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (5) 提出方法

財産管理室へ直接持参すること。

- (6) その他

- 1) 申請書等関係書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- 2) 提出された申請書等は返却しない。
- 3) 提出された申請書等の内容について、別途その内容を聴取することがある。

## 10 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認結果は、令和7年10月17日（金）までに決定し、通知する。

入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

- 1) 提出先 黒石市役所 1階 総務部財産管理室
- 2) 提出期限 令和7年10月22日（水）正午まで
- 3) 提出方法 持参により提出する

- (2) 市長は、説明を求められたときは説明を求めた者に対し書面により速やかに回答する。

## 11 物件引渡し

売買代金完納後、引渡しするものとする。（土地及び建物の引渡しは現状のまま）

## 12 入札手続

- (1) 入札保証金は、入札前に市会計管理者に納付すること。
- (2) 代理人によって入札する者は、入札書に委任状を添付しなければならない。
- (3) 入札者は、入札用紙に入札物件、金額等を記入し、入札執行員に提出しなければならない。この際、入札保証金の納付書も併せて提出すること。
- (4) 既に納付した入札保証金は、これを変更することが出来ない。
- (5) 次に該当する入札書は無効とする。
  - 1) 入札者として資格のない者の入札
  - 2) 入札保証金を納付しない者の入札又は所定の額に達しない者の入札
  - 3) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱、若しくは識別し難い入札又は金額を訂正した入札
  - 4) 郵便による入札
  - 5) その他入札条件に違反した者の入札
- (6) 開札は、公告の日時場所で入札者の面前において市職員立会いのうえ行うものとする。ただし、この場合入札者は、開札に立会わないことを理由に異議を申立てすることができない。
- (7) 開札前に売却を取消し、又は事務の都合により売却を中止し、若しくは延期した場合においても、市は入札者に対し、費用その他一切の責任を負わないものとする。
- (8) 落札者決定の手続は、次に定めるところによる。
  - 1) 予定価格（最低売払価格）以上の最高価格の入札者をもって落札者とする。
  - 2) 落札となるべき同額の入札をしたものが2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (9) 入札保証金は、入札終了後に還付する。ただし、落札者については契約保証金の納付を確認した後に還付する。
- (10) 落札者が落札の取消しを求め、又は指定の期日までに売却代金を納付しないときは、その落札者を取消し、保証金は違約金として没収する。
- (11) 売却物件の引渡しを受けたときは、受領書を提出しなければならない。

## 13 落札者において必要となる費用

- (1) 契約書に貼付する印紙代
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税

## 14 売却条件

この契約の履行状況について必要があると認めるときは、買受者に対して、その履行状況を確認するため実地調査を行い、又は買受者から必要な報告若しくは資料の提供を求めることができる。この場合において、買受者はその調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

15 この要項に定めのない事項は、黒石市契約規則を準用する。

以 上

黒石市長 高 樋 憲